

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の  
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請&事業の手引き

(事前協議編)

木更津市環境部

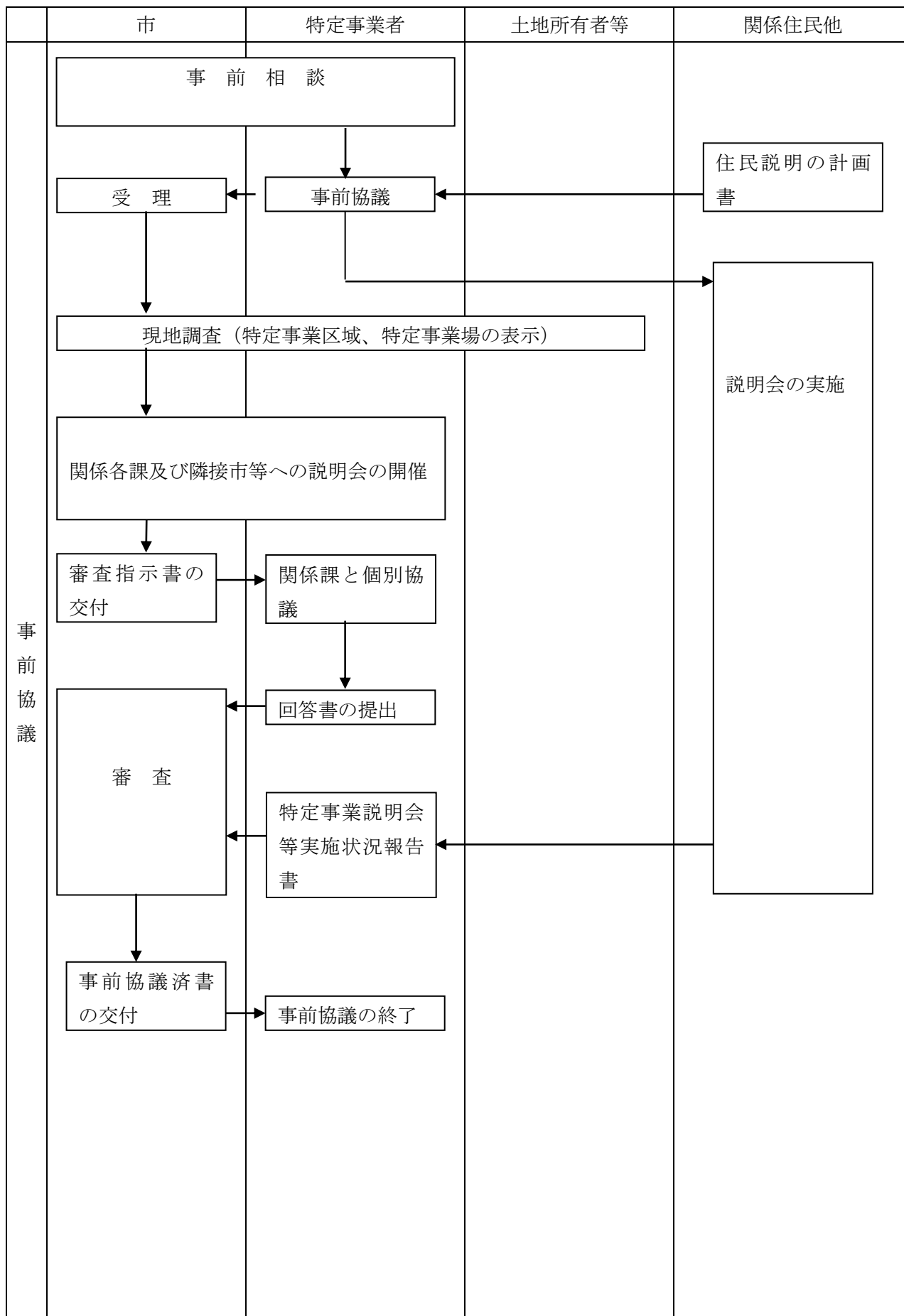
まち美化推進課

平成31年4月

－ 目 次 －

1	事前協議の流れ（概要）	2
2	事前協議について	3
3	事前相談について	3
4	「特定事業区域」に「地域森林計画対象区域」又は「水道水源保護地域」を含んでいるか否かの確認について	3
5	特定事業（変更）事前計画書等の記載の仕方	3
I	特定事業事前計画書記載要領	3
II	一時たい積特定事業事前計画書記載要領	6
III	特定事業変更事前計画書記載要領	8
IV	一時たい積特定事業変更事前計画書記載要領	9
V	特定事業事前計画変更届記載要領	9
6	特定事業（変更）事前計画書提出後の流れ	10

1. 事前協議の流れ（概要）



## 2. 事前協議について

特定事業の許可申請を行うとする者は、条例に基づき許可申請（変更申請）を行う前に、「特定事業（変更）事前計画書」又は「一時たい積特定事業（変更）事前計画書」を提出し、協議を終了していることが必要です。

なお、事前協議手続きに入る前に、「事前相談」手続きを必ず行ってください。

## 3. 「事前相談」について

「事前相談」は、事前協議を円滑に進めることを目的として、事前協議の手続き等について説明を行います。「事前相談」は、「予約制」としますので、一週間前までに予約のご連絡をしてください。

## 4. 「特定事業区域」に「地域森林計画対象区域」又は「水道水源保護地域」を含んでいるか否かの確認について

3,000平方メートル以上の特定事業（一時たい積特定事業を除く。）については、事前に、当該特定事業区域に「森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域」又は「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（平成6年条例第23号）第2条第2項に規定する水道水源保護地域」が含まれているか否かを関係課（経済部農林水産課農林振興係・環境部環境管理課計画・保全係）にて「確認依頼手続き」を行い、「地域森林計画対象区域」又は「水道水源保護地域」が「特定事業区域」に含まれているか否かを確認する必要があります。

## 5. 特定事業（変更）事前計画書等の記載の仕方

### I 特定事業事前計画書記載要領

- ・表題部は「特定事業事前計画書」とすること。
- ・事前計画書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数、正副各1部。（正本は1部で、他は写しで可。）

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

#### (1) 目次

協議にあたっては、事前計画書添付書類についての目次を作成すること。原則として「特定事業（変更）事前計画書の必要書類チェック表（別紙様式第2号の1）」の順で作成すること。

#### (2) 特定事業（変更）事前計画書（規則第8号様式）

- ①事業者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票の写し（法人にあつては法人登記事

- 項証明書)を添付すること。また、事業者の印鑑登録証明書(法人にあっては代表者の印鑑証明書)を添付すること。特定事業事前計画書には実印を押印し、住民票の写し(法人にあっては法人登記事項証明書)及び印鑑登録証明書(法人にあっては代表者の印鑑証明書)は協議する日前3月以内に発行されたものに限る。
- ②法定代理人の氏名及び住所：事業者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票の写しを添付すること。
  - ③特定事業場の位置：特定事業場(埋立て等区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所等を含む。)の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。  
なお、事前計画書には別紙「地番一覧表(別紙様式第1号)」を添付すること。
  - ④特定事業場及び特定事業区域の面積：別紙「面積集計表(実測)(別紙様式第3号)」及び実測の求積図等を添付すること。
  - ⑤現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：現場事務所その他特定事業に供する施設の目的、用途、規模及び構造等を記載した書面「特定事業に供する施設の設計計画書(別紙様式第4号)」、並びに1/250~1/500程度の位置図、平面図及び構造図等を添付すること。
  - ⑥現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。  
ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。  
なお、事前計画書には「現場責任者選任書(別紙様式第5号)」を添付すること。
  - ⑦特定事業に使用される土砂等の量：搬入する土砂等の量を積算した「使用土砂等予定量計算書(土量変化率を考慮したもの。)(別紙様式第6号)」を添付すること。別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項(別紙様式第7号)」の予定量の合計におおむね合致すること。
  - ⑧特定事業の期間：特定事業を行う期間(3年以内とする。)を記載すること。
  - ⑨特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造：「規則別表第2」に掲げる構造のとおりとし、施工の前後の構造が判別できる1/250~1/500程度の断面図等とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。  
但し、規則別表4に掲げた対象事業については、当該法令に準拠した構造とすること。
  - ⑩特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項：発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての最大日量、搬入期間、搬入時間、及び土砂等の性質(別冊「申請&事業の手引き(参考法令編)」表-1土質区分基準を参考のこと)について、別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項(別紙様式第7号)」に記載すること。予定量の合計が特定事業に使用される土砂等の量におおむね合致すること。なお、備考欄に当該発生元事業者の連絡先等を記載すること。
  - ⑪特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1/500程度の平面図に排水溝、排水柵等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
  - ⑫特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置：1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ1m程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、調整池、堰堤等の位置及び構

- 造を記した図面を添付すること。
- (3) 現場責任者であることを証する書面：事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。
- (4) 特定事業場の位置図  
1／10,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。
- (5) 特定事業場付近の見取図  
1／2,500 程度で特定事業場の周辺の状況（住居や公共施設等）が判明できるもの。
- (6) 特定事業場並びに特定事業区域の実測平面図・縦断図・横断図  
1／250～1／500 程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。  
縦・横断図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。  
また、平面図には特定事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。
- (7) 特定事業場の土地登記事項証明書  
特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の土地の登記事項証明書で、協議する日前3月以内に発行されたものに限る。
- (8) 公図の写し  
特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。  
また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
- (9) 世帯数調査書等  
当該特定事業が条例第10条第3項に該当するときは、次の書類を添付すること。なお、②、③については、必ず添付すること。
- ①特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者については、規則第6条第2項第5号による「世帯数調査書」（規則第9号様式）  
なお、「世帯数調査書」には、次の図面を添付すること。
- ア) 特定事業区域を記入し、特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域を記入した1／10,000の都市計画図  
イ) 特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域を記入し、区域内の世帯の位置を赤丸で記入した1／2,500程度の地図
- ②森林法第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域について確認した書面  
③木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例第2条第2項に規定する水道水源保護地域について確認した書面
- (10) 表土検査試料採取箇所位置図及び現場写真  
特定事業区域の面積に応じて規則第7条第10項の区分に従って採取する地点の位置図及び現場写真を添付すること。
- (11) 擁壁関係書類  
擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。  
1／20～1／50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること（別冊「申請&事業の手引き（参考法令編）」の「宅地造成等規制法施行令」を参照すること）。
- (12) 構造安定計算書

規則第9条第1項（規則別表第2）の構造上の基準に基づいて必要に応じて添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(13)「施工計画書（別紙様式第9号）」（別紙施工計画書様式に下記事項を記載のうえ、関係図面等と併せて添付すること。）

- ①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。
- ②使用する機械や資材を記載した書類。
- ③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。
- ④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。
- ⑤事業者と工事施工者が異なる場合は、工事施工の予定者を記載した書面を添付すること。

(14) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が規則別表第4に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の法令名を記載した書面「構造基準適用除外関係法令等（別紙様式第10号）」を添付すること。

(15) 搬入経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から当該特定事業場までの土砂等の搬入経路を記載すること。

(16) 住民説明書類

①特定事業住民説明計画書

関係住民その他に対する説明会を開催する日時、場所及び方法等を記載した書面「特定事業住民説明計画書（別紙様式第11号）」を添付すること。

②特定事業説明実施状況報告書（規則第12号様式）

関係住民その他に対する説明会の結果を記載するとともに出席者名簿・議事録・説明資料等添付すること。

なお、議事録には説明会に出席した住民の代表者2名の署名をもらうこと。

## II 一時たい積特定事業事前計画書記載要領

- ・表題部は「一時たい積特定事業事前計画書」とすること。
- ・事前計画書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出先、部数、正副各1部。（正本は1部で他は写しで可。）

なお、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 目次

協議にあたっては、事前計画書添付書類についての目次を作成すること。原則として、「一時たい積特定事業（変更）事前計画書の必要書類チェック表（別紙様式第2号の2）」の順で作成すること。

(2) 一時たい積特定事業（変更）事前計画書（規則第10号様式）

- ①事業者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票の写し（法人にあっては法人登記事項証明書）を添付すること。また、事業者の印鑑登録証明書（事業者が法人にあっては代表者の印鑑証明書）を添付すること。特定事業事前計画書には実印を押印し、住民票の写し（法人にあっては法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書（法人にあっては代表者の印鑑証明書）は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。
  - ②法定代理人の氏名及び住所：事業者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票の写しを添付すること。
  - ③特定事業場の位置：特定事業場（たい積区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所、保安地帯等を含む。）の代表地番及びひか〇〇筆と記載すること。また、事前計画書には別紙「地番一覧表（別紙様式第1号）」を添付すること。
  - ④特定事業場及び特定事業区域の面積：別紙「面積集計表（実測）（別紙様式第3号）」及び実測の求積図等を添付すること。
  - ⑤現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：現場事務所その他特定事業に供する施設の目的、用途、規模及び構造等を記載した書面「特定事業に供する施設の設計計画書（別紙様式第4号）」、並びに1/250～1/500程度の位置図、平面図及び構造図等を添付すること。
  - ⑥現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。  
なお、事前計画書には「現場責任者選任書（別紙様式第5号）」を添付すること。
  - ⑦遮断構造に関する図面：表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合については、1/250～1/500程度の構造が判明する断面図を添付すること。
  - ⑧特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量：年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載するとともに、別紙「特定事業（一時たい積特定事業）に使用される土砂等搬入計画に関する事項（別紙様式第8号）」の予定量の合計とおおむね合致すること。
  - ⑨特定事業の施工期間：特定事業を行う期間（5年以内とする。）を記載すること。
  - ⑩特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造：「規則別表第3」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500程度の平面図及び断面図を添付すること。また、当該特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書を添付すること。  
但し、規則別表4に掲げた対象事業については、当該法令に準拠した構造とすること。
  - ⑪特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1/500程度の平面図に排水溝、排水桝等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
  - ⑫土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置：1/2,500程度の平面図及び立面図に、工法等を記載すること。
- (3) 現場責任者であることを証する書面  
事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。
  - (4) 特定事業場の位置図  
1/10,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。
  - (5) 特定事業場付近の見取図  
1/2,500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるもの。



(6) 特定事業場並びに特定事業区域の実測平面図・縦断図・横断図

1/250～1/500 程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判明できるもの。

(7) 特定事業場等の土地登記事項証明書

特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の土地の登記事項証明書で、協議する日前3月以内に発行されたものに限る。

(8) 公図の写し

特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。

また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(9) 表土検査試料採取箇所位置図及び現場写真

特定事業区域の面積に応じて規則第7条第10項の区分に従って採取する地点の位置図及び現場写真を添付すること。

(10) 「施工計画書（別紙様式第9号）」

①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。

②使用する機械や資材を記載した書類。

③搬入路、地盤改良、排水施設、たい積の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。

④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。

⑤事業者と工事施工者が異なる場合は、工事施工の予定者を記載した書面を添付すること。

(11) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が規則別表第4に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の法令名を記載した書面「構造基準適用除外関係法令等（別紙様式第10号）」を添付すること。

(12) 住民説明関係書類

①特定事業住民説明計画書

関係住民その他に対する説明会を開催する日時、場所及び方法等を記載した書面「特定事業住民説明計画書（別紙様式第11号）」を添付すること。

②特定事業説明実施状況報告書（規則第12号様式）

関係住民その他に対する説明会の結果を記載するとともに出席者名簿・議事録・説明資料等添付すること。

なお、議事録には説明会に出席した住民の代表者2名の署名をもらうこと。

(13) 搬入・搬出経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から当該特定事業場までの土砂等の搬入・搬出経路を記載すること。

### III 特定事業変更事前計画書記載要領

- ・表題部は「特定事業変更事前計画書」とすること。
- ・変更事前計画書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出先、部数  
「特定事業事前計画書」に同じ。

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・ 図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・ 添付書類（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 特定事業（変更）事前計画書（規則第8号様式）

- I 1 (2) 特定事業事前計画書の各項目の記載要領に準じて記載すること。

(2) 添付書類

- I 1 (3) 以下の特定事業事前計画書の添付書類に準じて添付すること。

#### IV 一時たい積特定事業変更事前計画書記載要領

- ・ 表題部は「一時たい積特定事業変更事前計画書」とすること。
- ・ 変更事前計画書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・ 提出先、部数

「一時たい積特定事業事前計画書」に同じ。

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・ 図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・ 添付書類（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 一時たい積特定事業（変更）事前計画書（規則第10号様式）

- II 2 (2) 一時たい積特定事業事前計画書の各項目の記載要領に準じて記載すること。

(2) 添付書類

- II 2 (3) 以下の一時たい積特定事業事前計画書の添付書類に準じて添付すること。

#### V 特定事業事前計画内容変更届記載要領

- ・ 届書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・ 提出先、部数

特定事業事前計画書又は一時たい積特定事業事前計画書に同じ。

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・ 図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・ 添付書類（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 特定事業事前計画内容変更届（規則第11号様式）各項目の記載要領：内容変更届において変更を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(2) 添付書類

- ① 変更に係る書類及び図面並びに位置図

## ②住民説明関係書類

### i 特定事業住民説明計画書

関係住民その他に対する説明会を開催する日時、場所及び方法等を記載した書面「特定事業住民説明計画書（別紙様式第11号）」を添付すること。

### ii 特定事業説明実施状況報告書（規則第12号様式）

関係住民その他に対する説明会の結果を記載するとともに出席者名簿・議事録・説明資料等添付すること。

なお、議事録には説明会に出席した住民の代表者2名の署名をもらうこと。

## 6. 特定事業（変更）事前計画書提出後の流れ

### （1）現地調査

特定事業（変更）事前計画書及び添付書類に沿って、特定事業場及び特定事業区域等を現地確認します。特定事業場及び特定事業区域を杭等で明示しておくようにしてください。その際に事業者等の立会いをしてください。

### （2）関係各課（機関）との協議

① 事前計画書を提出・受理後、別冊「申請&事業の手引き（共通編）」内「15. 主な関係課」「16. 関係公共機関」を参照し、事前計画書の内容について、他の法令等に抵触がないかどうか協議を行うようにして下さい。なお、合同の説明会を開きたいと希望する事業者は、その「開催依頼書」を提出してください。その際、事前計画書等の関係図書を必要部数用意してください。

② 説明会に参加しない関係各課（機関）については、個別に協議をしてください。

③ 関係各課（機関）からの指示事項については、「審査指示書」を交付します。審査指示書で指示のある関係各課（機関）とは個別に協議してください。

④ 協議が終了したら、その結果を「審査指示事項回答書（別紙様式第17号）」を作成し、提出してください。

### （3）特定事業説明会等実施報告

「特定事業住民説明会計画書」に基づき、関係住民に対して、特定事業説明会を開催してください。また、その結果を「特定事業説明会等実施報告書（規則第12号様式）」により事前協議終了までに報告してください。

### （4）特定事業事前協議済書の交付

最終的に、関係住民に対する説明会の実施、関係各課（機関）からの回答等に問題がなければ、特定事業（変更）事前協議済書（規則第13号様式）により協議が終了したことを通知します。

### （5）事前協議の有効期間

事前協議の有効期間は協議の開始から2年間です。但し、特定事業（変更）事前協議延長申出書（規則第14号様式）により協議の延長を申し出ることができます。

〒292-0838 木更津市潮浜3-1  
木更津市環境部まち美化推進課 まち美化係（クリーンセンター内）  
電話 0438-36-1133 FAX0438-36-5374  
E-mail [clean@city.kisarazu.lg.jp](mailto:clean@city.kisarazu.lg.jp)